

市区町村別集計項目(推進体制等)

奈良県	
市区町村数	39

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						15	15	8			21					
29	201	奈良市	共生社会推進課 男女共同参画室	1	1	1	1	奈良市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日	0	第2次奈良市男女共同参画計画	2011年4月 ~ 2022年3月	0	1	
29	202	大和高田市	人権施策課	1	1	1	1	大和高田市男女共同参画推進条例	2002年3月19日	2002年4月1日	0	大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ(第3次)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
29	203	大和郡山市	人権施策推進課	1	2	1	1	大和郡山市男女共同参画推進条例	2018年12月20日	2019年4月1日	0	大和郡山市男女共同参画基本計画(第三期)改訂版	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0	
29	204	天理市	市民総活躍推進課	1	2	1	1				0	第3次天理市男女共同参画社会づくり計画 かがやきプラン21	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
29	205	橿原市	人権政策課	1	2	1	1	橿原市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日	0	橿原市男女共同参画行動計画(第3次)	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
29	206	桜井市	人権施策課	1	2	1	1				2	第2次さくらい男女共同参画プラン21	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
29	207	五條市	人権施策課	1	2	1	1	五條市男女共同参画推進条例	2017年3月28日	2017年3月28日	0	第2次五條市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
29	208	御所市	人権施策課	1	2	1	1				0	御所市男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
29	209	生駒市	男女共同参画プラザ	1	1	1	1	生駒市男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2008年4月1日	0	生駒市男女共同参画行動計画(第3次) You&Iプラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
29	210	香芝市	市民協働課	1	2	0	1				0	第2次香芝市男女共同参画プラン「すてっぷ」	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
29	211	葛城市	人権政策課	1	2	1	1				2	第2次葛城市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
29	212	宇陀市	人権推進課	1	2	1	1	宇陀市男女共同参画推進条例	2020年12月25日	2020年12月25日	0	宇陀市男女共同参画計画(第2次)	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
29	322	山添村	総務課	1	2	0	0				0					0
29	342	平群町	総務防災課	1	2	1	1				2	平群町第2次男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
29	343	三郷町	人権施策課	1	2	1	0				2					1
29	344	斑鳩町	政策財政課	1	2	1	1	斑鳩町男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日	0	女と男が輝く未来計画~第3次斑鳩町男女共同参画推進計画~	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
29	345	安堵町	総務課	1	2	0	0				0	第4次安堵町総合計画・第1期安堵町総合戦略	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	0	
29	361	川西町	総務課	1	2	0	0				0					0
29	362	三宅町	総務課	1	2	0	0				0					0
29	363	田原本町	総務課	1	2	0	0				0	田原本町第4次総合計画	2017年4月 ~ 2027年3月	0	0	
29	385	曾爾村	教育委員会事務局	2	2	0	0				1					1
29	386	御杖村	総務課	1	2	0	0				0	御杖村長期総合計画	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0	
29	401	高取町	住民課	1	2	0	0				0					0
29	402	明日香村	教育課	2	2	0	0				0					0
29	424	上牧町	社会教育課	2	2	0	0				0					1
29	425	王寺町	地域交流課	1	2	0	0				0					1
29	426	広陵町	総務課	1	2	1	1				0	広陵町男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	
29	427	河合町	住民福祉課	1	2	0	0				0					1
29	441	吉野町	町民税務課	1	2	0	0				0					0
29	442	大淀町	総務課	1	2	0	0				0					0
29	443	下市町	総務課	1	2	0	0				0					1
29	444	黒滝村	保健福祉課	1	2	0	0				0					0

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無		男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
						有	無	有	無	現在 の 状 況	有		無			
											条 例 名 称	公 布 日 (西 暦)	施 行 日 (西 暦)	計 画 名 称	計 画 期 間	女 性 活 躍 推 進 法 と の 関 係
29	446	天川村	住民課	1	2	0	0				0	天川村男女共同参画等計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
29	447	野迫川村	総務課	1	2	0	0				3	野迫川村総合計画2020	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0	
29	449	十津川村	住民課	1	2	0	0				0	十津川村女性活躍・男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
29	450	下北山村	住民課	1	2	0	0				0					0
29	451	上北山村	住民課	1	2	0	0				0					0
29	452	川上村	住民課	1	2	0	0				2					0
29	453	東吉野村	総務企画課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

諮問機関

- 1 有
- 0 無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							1	3	3	1	0	4	0	0
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	あすなら	630-8245	奈良市西之阪町12番地	0742-81-3100	0742-25-0600	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/24/	○		○			○		
29	202	大和高田市															
29	203	大和郡山市															
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	かがやきプラザ	632-0035	天理市守目堂町89番地	0743-68-2666	0743-68-2665	http://www.city.tenri.nara.jp/kyouikubunkacomunity/danjyokyoudousankakuplaza/139567164138.html		○	○			○		
29	205	橿原市	男女共同参画広場	ゆめおーく	634-0804	奈良県橿原市内膳町1丁目6番8号	0744-47-3090	0744-47-2351	http://www.kashihara-naviplaza.com/kyoudou.html	○		○			○		
29	206	桜井市															
29	207	五條市															
29	208	御所市															
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ		630-0257	奈良県生駒市元町1丁目6番12号	0743-75-0237	0743-73-0555	https://www.city.ikoma.lg.jp/soshiki/6-6-0-0-0_2.html	○	○				○		
29	210	香芝市															
29	211	葛城市															
29	212	宇陀市															
29	322	山添村															
29	342	平群町															
29	343	三郷町															
29	344	斑鳩町															
29	345	安堵町															
29	361	川西町															
29	362	三宅町															
29	363	田原本町															
29	385	曾爾村															
29	386	御杖村															
29	401	高取町															
29	402	明日香村															
29	424	上牧町															
29	425	王寺町															
29	426	広陵町															
29	427	河合町															
29	441	吉野町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体										
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営						
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他				
29	442	大淀町																			
29	443	下市町																			
29	444	黒滝村																			
29	446	天川村																			
29	447	野迫川村																			
29	449	十津川村																			
29	450	下北山村																			
29	451	上北山村																			
29	452	川上村																			
29	453	東吉野村																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
		4					4	4	3	3	1	1	1	0	0		
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	2002年9月14日	6	7	15,034	○	○	○	○	○					
29	202	大和高田市															
29	203	大和郡山市															
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	1998年4月1日	4	0	4,615	○	○							女性団体の活動拠点	
29	205	橿原市	男女共同参画広場	2011年4月29日	0	4	452	○	○	○	○		○				
29	206	桜井市															
29	207	五條市															
29	208	御所市															
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ	1990年4月1日	2	2	10,086	○	○	○	○						
29	210	香芝市															
29	211	葛城市															
29	212	宇陀市															
29	322	山添村															
29	342	平群町															
29	343	三郷町															
29	344	斑鳩町															
29	345	安堵町															
29	361	川西町															
29	362	三宅町															
29	363	田原本町															
29	385	曾爾村															
29	386	御杖村															
29	401	高取町															
29	402	明日香村															
29	424	上牧町															
29	425	王寺町															
29	426	広陵町															
29	427	河合町															
29	441	吉野町															
29	442	大淀町															
29	443	下市町															
29	444	黒滝村															
29	446	天川村															
29	447	野迫川村															
29	449	十津川村															
29	450	下北山村															
29	451	上北山村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究
29	452	川上村															
29	453	東吉野村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			12	0	0.0	12	0	0.0	27	0	0.0	26	1	3.8	4,303	412	9.6
29	201	奈良市				1	0	0.0	2	0	0.0							1126	148	13.1
29	202	大和高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							137	9	6.6
29	203	大和郡山市				1	0	0.0	1	0	0.0							315	50	15.9
29	204	天理市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	5	3.7
29	205	橿原市				1	0	0.0	0	0								652	85	13.0
29	206	桜井市				1	0	0.0	1	0	0.0							106	2	1.9
29	207	五條市				1	0	0.0	1	0	0.0							291	15	5.2
29	208	御所市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	5	4.2
29	209	生駒市	2008年2月10日	生駒市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							127	16	12.6
29	210	香芝市	2007年9月30日	香芝市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							47	2	4.3
29	211	葛城市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	0	0.0
29	212	宇陀市				1	0	0.0	1	0	0.0							216	10	4.6
29	322	山添村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
29	342	平群町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	7	17.5
29	343	三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	8	18.2
29	344	斑鳩町										1	0	0.0	1	0	0.0	172	26	15.1
29	345	安堵町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
29	361	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
29	362	三宅町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
29	363	田原本町										1	0	0.0	1	0	0.0	100	2	2.0
29	385	菅爾村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
29	386	御杖村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
29	401	高取町										1	0	0.0	1	1	100.0	24	0	0.0
29	402	明日香村										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
29	424	上牧町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	5	20.8
29	425	王寺町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	4	7.5
29	426	広陵町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	3	7.3
29	427	河合町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	3	14.3
29	441	吉野町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
29	442	大淀町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
29	443	下市町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	4	4.7
29	444	黒滝村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
29	446	天川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
29	447	野迫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
29	449	十津川村										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
29	450	下北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
29	451	上北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	452	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8
29	453	東吉野村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

奈良県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								14	13	454	161	35.5	1	0	3	0	0.0								
	奈良市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大和高田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大和郡山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	天理市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	橿原市							2	2	55	19	34.5	0	0	0	0									
	桜井市							2	2	85	46	54.1	0	0	0	0									
	五條市							2	2	97	34	35.1	0	0	0	0									
	御所市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	生駒市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	香芝市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	葛城市							2	1	45	12	26.7	0	0	0	0									
	宇陀市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	山添村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	平群町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三郷町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	斑鳩町							2	2	46	8	17.4	0	0	0	0									
	安堵町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	川西町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三宅町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	田原本町							2	2	29	8	27.6	0	0	0	0									
	曽爾村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	御杖村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	高取町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	明日香村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上牧町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	王寺町							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0								
	広陵町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	河合町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	吉野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大淀町							2	2	97	34	35.1	0	0	0	0									
	下市町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	黒滝村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	天川村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	野迫川村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	十津川村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	下北山村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上北山村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	川上村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東吉野村							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査時点	議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都道府県市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はないが、運用上認めている。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
議会名	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
	11	1の合計	23	3	0	17		1					15	15	15	15	16	14	
	15	2の合計	2	20	17	6		22					5	5	5	5	11	4	
	1	3の合計	14		6	0		0					3	3	3	3	2	4	
	12	4の合計	0										16	16	16	16	10	15	
2020	奈良市	1	奈良市議員 (職責) 第1条 この条例は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が帰省、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き帰省等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この条例は、奈良市の一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法的な問題が生じおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 (1)対外的に使用されることがあるが、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの (2)単に組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (3)職員の種類及び職務に関する文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (4)その他任命権者が適当と認めるもの (旧姓使用の承認の申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所屬長を経由して人事担当課長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第5条 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を所屬長を經由して当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に通知するものとする。 (承認の取消し) 第6条 任命権者は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用職員の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用職員の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、その旨を所屬長を經由して当該旧姓の使用の承認を取り消された職員に通知するものとする。	奈良市議会	1	2	3	2		2				2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
				議 会 名	問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問6 問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上である。	問7 問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
26	201	奈良市	(旧姓使用の中止) 第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事担当課長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、特段の事情なく旧姓の使用の承認を申請することはできないものとする。 (旧姓使用職員の長務) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たって、常に市長又は職員に誤解や混乱を生じさせよう努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、市長又は職員に誤解や混乱を生じさせないため、旧姓の使用を認められた文書等については隠して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (補則) 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成29年7月3日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)前に施行等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓の使用をしようとする職員は、施行日から平成30年3月31日までの間に、第4条第2項の旧姓使用承認申請書の申請を認めて、人事担当課長に提出することにより、第5条第1項の承認を受けることができるものとする。	大和高田市議会	1	2	2	1	2								
29	202	大和高田市	大和高田市職員旧姓使用要綱 第1条 この要綱は、男女共同参画社会の形成を促進し、職員個人が性別に関わらずに能力を發揮できる職場環境を確保するため、職員が婚姻、喪子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第5条 市長は前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	大和高田市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
29	203	大和郡山市	大和郡山市職員旧姓使用要綱 第2条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	大和郡山市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
29	204	天理市	天理市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、喪子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前職名の戸籍上の氏(本文書等)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	天理市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
29	205	橿原市	橿原市議会議員旧姓使用要綱 第2条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	橿原市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																					
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8														
				議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定はない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
20	342	平群町	(承認の取消) 第6条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した員において、当該旧姓使用職員の旧姓使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、その旨を所属長を經由して当該旧姓の使用の承認を取り消された職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳にその旨を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の届出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、当該旧姓の使用の中止について承認するものとする。 3 町長は、前項の規定により旧姓の使用の中止を承認したときは、その旨を所属長を經由して当該承認を受けた職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳にその旨を記載するものとする。 (旧姓使用の制限) 第8条 前条第2項の規定により旧姓の使用の中止を承認された職員は、特段の事情なく旧姓の使用の承認を請求をすることはできないものとする。 (旧姓使用職員等の責務) 第9条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たって、常に町長又は職員に挨拶や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、町長及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に所属等により戸籍上の氏を改めた職員は、施行日から平成26年5月31日までに、所属長を經由して町長に第4条第3項の旧姓使用承認申請書を提出することにより、第5条の承認を受けることができるものとする。																						
20	343	三郷町	4		三郷町議会	1	2	2	1	2		三郷町議会会議規則 三郷町議会会議規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎 妊娠の検査にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明かして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																				
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけるか。												
					1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	問4で1.を選択した 場合、出産に 係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5で1.を選択した 場合、休職期 間の期間の長さ (本文)を記入し てください。	問6で1.を選択した 場合、休職期 間の期間について 詳細の規定はあ るか。	問7で1.を選択した 場合、休職期 間の期間の長さ (本文)を記入し てください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の本文(本文)を記入し てください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、 不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	問4で1.を選択した 場合、出産に 係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5で1.を選択した 場合、休職期 間の期間の長さ (本文)を記入し てください。	問6で1.を選択した 場合、休職期 間の期間について 詳細の規定はあ るか。	問7で1.を選択した 場合、休職期 間の期間の長さ (本文)を記入し てください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
29 344	斑鳩町	1	斑鳩町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を 発揮しやすい職場環境を確保するため、職員が婚姻、 養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によ り戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏 (以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに 関して必要な事項を定めるものとする。	斑鳩町議会	1	2	2	1				斑鳩町議会議員の議員報酬等の特例に関する 条例 第3条第1項 議員が自己都合、疾病その他の事由によ り、町議会の会議等を長期間欠席したとき、議員報酬 は、その職に就いた議員報酬の額に、引き続き90日 を超えて欠席したときは10分の80を、引き続き180 日を超えて欠席したときは100分の70を、引き続き 365日を超えて欠席したときは100分の50を乗じて得 た額とする。第2項 前項の規定は、引き続き90日、1 80日又は365日を超えて町議会の会議等を欠席した 日の属する月の翌月(その日の月の初日であるとき は、その日の属する月の)の議員報酬から適用する。た だし、議員の辞職その他の理由により議員報酬が支 払されないときは、前項の規定は適用しない。第3項 第1項の規定により議員報酬を減額された議員が町議 会の会議等に出席したときは、町議会の会議等に出席 した日の属する月の翌月(その日の月の初日であるとき は、その日の属する月の)から議員報酬の減額を解除 する。	1	1	1	1	1	1	1					
29 345	安堵町	2		安堵町議会	1	2	3	2						2	2	2	2	2	2	3				
29 361	川西町	2		川西町議会	1	1	2	1		川西町議会議員規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育 児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない 事由のため出席できないときは、その理由を付け、当 日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席で きないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週 間を経過する日までの範囲内において、その期間を 明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出すること ができる。	2						3	3	3	3	3	3	3	
29 362	三宅町	2		三宅町議会	1	2	2	1		三宅町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、 介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由 のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前 項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席でき ないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週 間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ 議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1	
29 380	田原本町	1	田原本町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を 発揮しやすい職場環境を確保するため、職員が婚姻、 養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によ り戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏 (以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに 関して必要な事項を定めるものとする。	田原本町議会	1	2	2	1		田原本町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、 介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由 のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前 項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席でき ないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週 間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ 議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
29 385	菅原村	4		菅原村議会	3											3	3	3	3	2	2			
29 386	畑村	4		畑村議会	3											4	4	4	4	4	4			
29 401	高取町	1	高取町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を 発揮しやすい職場環境を確保するため、職員が婚姻、 養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によ り戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏 (以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに 関して必要な事項を定めるものとする。	高取町議会	1	2	2	1		高取町議会議員規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席 のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該 出席の日後8週間を経過する日までの範囲内におい て、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
29 402	明日香村	4		明日香村議会	3											4	4	4	4	4	4			

都 市	区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用すること による保育施設等が議会に 設置または提供されて いるか。	問10 議員の利用すること による授乳室等が議会に 設置または提供されて いるか。	問11 議会におけるハラス メント防止に関する取組 を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選じた場合 該当部分の案文(本文)を記入してくだ さい。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関 するもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選じた場合 該当部分の案文(本文)を記入してくだ さい。		問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	
コ シ ノ イ ノ ド	村 名	1. 人員及び場所の設置 済または提供がされて いる。(臨時のものも含 む)。2. 保育に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む)。3. 設置または提供す る予定である。4. なし	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設)2. 授乳 室に必要な場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む)3. 設置または提供する予 定である。4. なし	1. 行っている。2. 行っ ていないが、今後取組む 予定である。3. 行ってお らず、今後取組む予定も ない。	へ防 止 に ハ ラス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 である	相 に 2 談 問 ・ 研 に ハ ラス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 である	向 防 3 研 に ハ ラス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 む 予 定 である	4 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。2. 行っ ていないが、今後取組む 予定である。3. 行ってお らず、今後取組む予定も ない。	1. 明記した規定があり、認 めている。2. 明記した規 定はないが、運用上認め ている。3. 明記した規定 がなく、運用上も認め ていない。4. 明記した規 定がなく、過去に使用し た事例も判断したことも ない。			1. 位置づけられた規 定がある。2. 位置づけら れていない。3. その他(不 明等)	左記で、1.を選じた場合 該当部分の規定を記入し てください。
29	##	王寺町	4	4	1	1	2		セクシャル・ハラスメントの防止に関する家綱 (苦情相談員の設置) 第7条 セクシャル・ハラスメントに関する苦情の 申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応 するため、苦情相談員(以下「相談員」という。)を 設置する。 2 相談員は、町長が定めるセクシャル・ハラスメ ントに関する苦情相談に対応するに当たり留意 すべき事項についての指針に十分留意しなけ ればならない。 3 相談員は、町長が職員の中から複数の者を 命ずるとともに、職員に周知するものとする。 4 相談員は、セクシャル・ハラスメントによる直 接の被害を受けた職員だけでなく、他の職員に より苦情相談が寄せられた場合においても、こ れに対応するものとする。 5 相談員は、セクシャル・ハラスメントが生じて いる場合だけでなく、セクシャル・ハラスメントを 未然に防止する観点から、その発生のおそれ のある場合又はセクシャル・ハラスメントに該当す るか不明な場合についても、苦情相談として受 け付けるものとする。 6 苦情相談に対応した相談員は、その内容を 記録し、次条のセクハラ対策委員会に報告する ものとする。	2	4		2		
29	##	広陵町	4	4	3					3	4			2	
29	##	田舎町	4	4	3					3	3			2	
29	##	佐野町	4	4	3					3	4			2	
29	##	大深町	4	4	3					3	4			2	
29	##	下市町	4	4	3					3	4			2	
29	##	高津村	4	4	3					3	4			2	
29	##	天川村	4	4	2					2	4			3	
29	##	新島村	4	4	3					3	4			2	
29	##	土津川村	4	4	3					3	4			3	
29	##	下平山村	4	4	3					3	4			2	
29	##	上平山村	4	4	3					3	4			2	
29	##	川上村	4	4	3					3	4			2	
29	##	東島野村	4	4	3					3	4			2	